

自動車の購入には物資事業をご利用ください！

～ 立替利率 年利 1.98% ・ 立替限度額 300万円 ～

物資事業は、組合員の皆さんが当組合と契約した自動車販売店（特約店）から自動車を購入する場合、当組合が特約店へ購入代金を立替払いし、その立替金を給料から割賦償還する制度です。

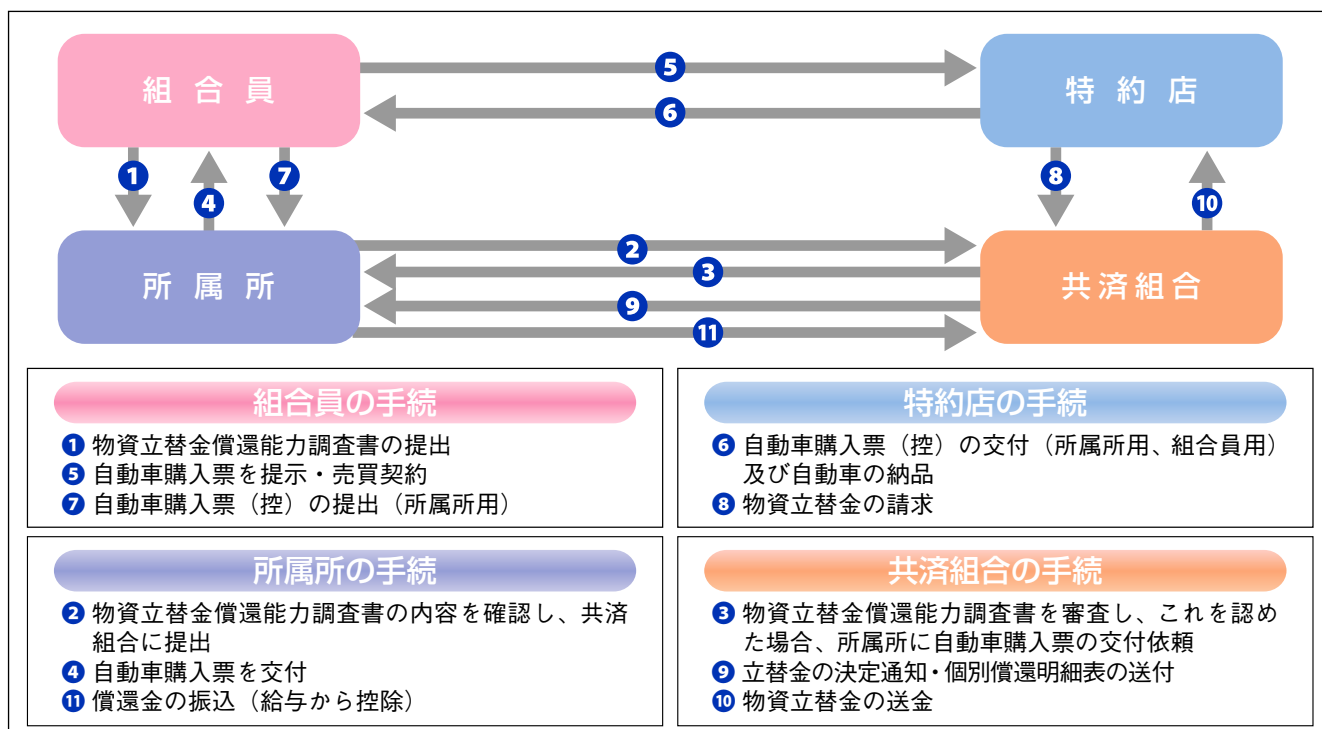
また、特約店以外で自動車を購入する場合でも、組合員が立替手数料を負担することにより物資事業を利用することができます。

制度の詳細及び特約店の情報は、当組合ホームページの「共済のしおり」に掲載していますのでご覧ください。



立替対象	自動車（組合員および家族が使用する自動車、中古車を含みます） ※自動二輪車不可
立替金額	300万円 （10万円以上5万円単位で立替）
立替手数料	新車 10,800円 中古車 5,400円 ○特約店で購入 → 特約店負担 ○特約店以外で購入 → 組合員負担
償還方法	立替翌月から給与控除による元利均等償還 （ボーナス併用償還は50万円以上の場合選択可能）
利率	年利率 1.98%
申込締切日	毎月5日 （共済組合必着）
送金日	請求書締切日の当月28日送金 ※ただし、金融機関の営業日でない場合は、その翌営業日となります。 ○特約店で購入 → 特約店の指定口座へ送金 ○特約店以外で購入 → 組合員登録口座へ送金

【手続きの流れ】（特約店で購入する場合）



〈お問い合わせ先〉 共済組合福祉課（福祉係） TEL 029 - 301 - 1412